# 第1章 環境基本計画の基本的な考え方

## 1-1. 環境基本計画の考え方

#### 1. 計画の目的

別府市環境基本計画は、国の環境基本法第36条および第三次環境基本計画の理念に基づき、すべての人々が一体となって、自然と共生し、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会の実現をめざし、環境の保全に関する施策の総合的、計画的な推進を図るため策定するものです。

### 2. 計画の位置づけ

国では、環境基本計画で以下のような環境政策の4つの長期的な目標を設定しています。

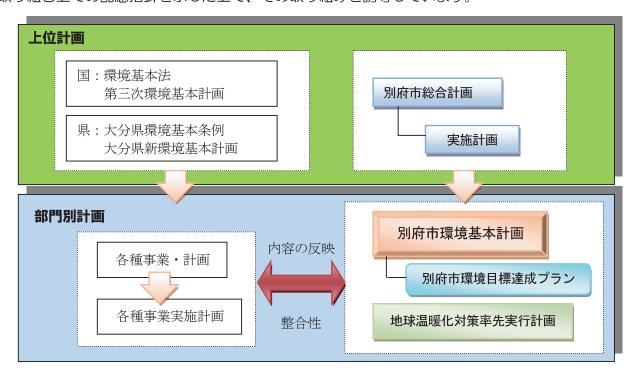
【共生】健全な生態系を維持・回復し、自然と人間との共生を確保する

【循環】環境への負荷をできる限り少なくし、循環を基調とする経済社会システムを実現する

【国際的取組】国際的取組を推進する

【参加】環境保全に関する行動に参加する社会を実現する

別府市環境基本計画は、この4つの長期的目標を踏まえ、策定するものです。また、別府市の 環境施策の基本的な方向を示すとともに、「別府市総合計画」をはじめ各個別計画の各施策にお いて、環境面で配慮すべきことを示したものでもあります。また、その実効性を確保するため新 たに「別府市環境目標達成プラン」を策定いたします。市民や事業者については、環境の保全に 取り組む上での配慮指針を示した上で、その取り組みを誘導しています。



図表1.1.1 計画の位置づけ

### 3. 計画の対象範囲

本計画で対象とする環境のとらえ方は、今日の環境問題の特性、別府市の環境特性、時代の社会変化、市民の意識の変化によって変わってきますが、次のとおりとします。

●**社会環境:**歴史沿革、人口、産業、土地利用、交通、公園緑地、レクリエーション施設、主

な公共公益施設等

●自然環境: 気象、地形・地質、水系、温泉、植物、動物、自然景観等

●生活環境:大気、騒音・振動、水質、悪臭、有害化学物質、地盤沈下、廃棄物・リサイクル、

エネルギー、水資源、地球温暖化、オゾン層\*破壊、酸性雨\*、緑化空間、親水空

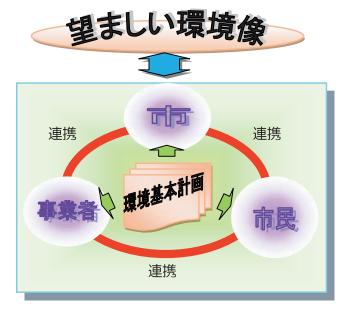
間、都市景観、歴史文化財、伝統文化等

●環境保全活動:市民環境団体等の環境保全活動、社会教育活動、コミュニティ活動、生涯学

習活動等

### 4. 計画の対象となる主体及び体制

環境基本計画を推進するのは、「市」「市民」「事業者」であり、これら3つの主体の協働により計画を推進します。また、市外から観光等で訪れる人々や留学生なども含まれます。

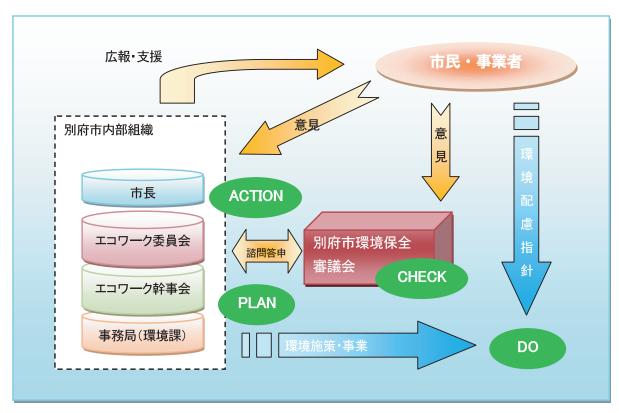


図表1.1.2 主体・連携のイメージ

## 1-2 環境基本計画の推進体制

#### 1. 計画の推進体制

環境への取り組みの実行性を高めていくために、「別府市環境目標達成プラン」により各施策の 進捗状況と目標値の達成状況などを把握していきます。また、その進行管理は PDCA サイクルを 基本とし、環境への取り組みの施策・配慮方針・目標値を立て (Plan)、目標達成に向けて取り組 みを実行し (Do)、その実施状況の点検・評価を行い (Check)、その結果により計画を見直す (Action) ことで、継続的に改善を図りながら推進するものです。



図表1.1.3 計画の推進体制

## 別府市環境保全審議会

・当該審議会は、市民・事業者・団体・専門家・学識者等で構成されていますが、環境保全に関する基本的事項を調査審議するとともに、環境基本計画の評価・策定等も行います。

## 別府市エコワーク委員会

## 別府市エコワーク幹事会

・会を構成する各幹事は環境施策の検討を行い、環境目標達成プランの成果目標を達成すべく環境施策を実行するとともに、総合的に施策推進の調整を行いながら進行管理していく役割を担います。

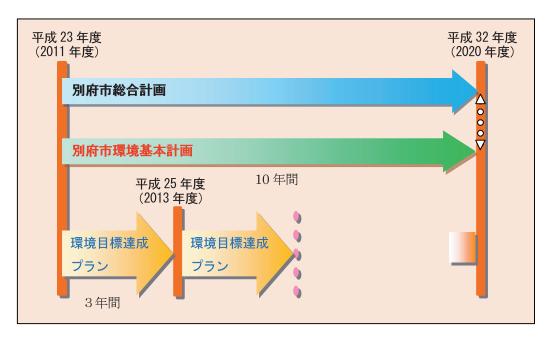
### 市民•事業者

・市民・事業者は、それぞれの立場で環境基本計画の環境配慮指針に沿って様々な取り組みを行っていきます。

#### 2. 計画の期間

望ましい環境像の達成や良好な環境の形成には長期的視野が必要で、その展望のもとに計画を推進していくことが大切です。環境を考えるとき、後顧の憂いを残さない施策や将来の世代に対しての責任を果たす取り組みが求められるからです。このことから、各環境施策が達成できる期間は次世代が育ち十分な参画ができるまでを一つの目安とすることが考えられます。

そのため、別府市環境基本計画は21世紀半ばを視野に入れながら、具体的な施策及び取り組みについては平成23年度(2011年度)から平成32年度(2020年度)までを計画期間とし、「別府市総合計画」と整合性を図りながら実効性を高めていきます。なお、今後の国策、社会情勢や市の他の関連計画等の変化により、この計画を見直す場合もあります。



図表 1.1.4 計画の期間